国籍の周縁
――戦前日本人南米移民の子孫と日本国籍（事例）

古　屋　　哲

論文要旨

1990 年以降、南アメリカ大陸から多数の出稼ぎ労働者が来日し、その一部は日本社会で長期間生活している。本稿の著者は、1992 年から外国人支援の市民団体の一員としてかれらの生活上の問題解決を援助してきたが、そうした取り組みのなかに国籍問題がある。

戦前にペルーなど南米諸国に移住した日本人の子のなかには、これまでずっとペルー人、ブラジル人として生きてきたがじつは日本国籍をもっていて、いまさらながらそれが確認されて戸籍に登録される者がある。またさらにその子たちのなかには、今日、手続きをして日本国籍を取得する者もある。これらの人びとは、重国籍者となる。

これは、日本の国籍法の沿革のなかで予期されなかった例外的な事象であるが、むろん時々の法制とその数度の改正がもたらした結果でもある。本稿では、国籍法と家族法制との関係とその変化、とくに嫡出と非嫡出との区別による子の身分の定義が国籍法にあたえた影響を中心に国籍法の沿革を整理し、それにもとづいて上述の事象を、事例を交えて説明する。

1. はじめに ―― 国籍をめぐる行政実務

《 例外を語る 》

いまから語るのは、国籍制度の周縁にある、制度の例外であるような事例である。

ペルーやブラジルなど、文字通り地球の裏側に位置する南アメリカ大陸から、多くの人びとが日本を訪れるようになったのはいまから 30 年ほど前だが、かれらの――あるいはその父母、祖父母の――あいだに、これまでずっとペルー人、ブラジル人として生きてきたがじつは日本国籍をもっていて、いまさらながらそれが確認されて戸籍に登録される、という一群の人びとがあった。こう言うと、アルベルト・フジモリ元ペルー大統領のできごとを思い出す読者もあるかもしれない。2000 年 11 月、当時大統領だったかれは外遊先から突如、日本に亡命し、日本国籍の保持を主張して、それを認めた日本政府がかれを保護して引渡要求を拒否した事件である。だが、フジモリは生まれてまもなく父の戸籍に登録されていたし、自分が日本国籍をもっていることを知っていた。かれはただ、日本に亡命するまでそれを公

表する必要を感じなかっただけである[1)]。

これから紹介する事例では、しかし、本人は自分が日本国籍をもっていることを知らずに、おそらく夢にも思わずに、生きてきた――そして死んだ――だろう。

なぜ、どのようにして、そんなことが起きるのか。それは二重の意味で例外である。日本の国籍制度の原則は、戦前は家制度の上に立つ血統主義であり、戦後は「出生時の法的親子関係」を繋留点とする血統主義であるが、これらの原則の周辺には、国籍留保や認知による国籍取得などの補助的な手続きが設けられてきた。ここで取り上げるのは、これらの補助的手続きにもとづいているが、しかしそれらの手続きにおいてもなお想定されていなかった事例なのである。

とはいえ、国籍の実務において語られるのは――例外ではない通常のケースであればあえて語る必要はないのだから――、ほとんどつねにそうした例外事例である。

《 行政実務の語り 》

事例には、19 世紀末の旧国籍法から 1984 年の改正国籍法までがかかわるため、第 2 節では国籍法の沿革をたどっている。法と法改正を解説するわけだが、条文への言及はおもに事例を説明するうえで必要な範囲に留めて、むしろ制定過程における法案起草者の学者や官僚の発言と論述を重視した。「立法者の意思」を探るという時代遅れな方法だが、国家行政による法をめぐる語りから国籍制度のイデオロギーや機能の基本原則を読み取り、ここで扱う事例と対比させようとしているのである。

第 3 節では、まず私と事例とのかかわりを説明した。私は、事例と当事者である南米人移住者に対して中立ではない。移住者への支援という私の立場と、そこでの経験を参考にして、読者は事例を、また私の論述の偏りを、よりよく理解できると思う。

同節の後半では、事例を紹介している。ここで扱っているのは、移住者自身の行動よりも、むしろ国籍行政の実務である。またそれを説明するために、『戸籍』誌というあまり一般的ではない雑誌の記事を参照している（第 2 節でも扱っている）。以下しばらく、国籍の行政実務とこの雑誌について解説しておく。

国籍を扱う行政実務は単独で存在しておらず、戸籍の実務と深く絡みあっている。国籍の事務には、帰化や国籍取得の届出、国籍離脱の届出などの固有の手続きもあるが、かなりの部分は、出生届や婚姻、認知の届など、戸籍の事務と重なっている。日本国籍を選択する届出や、重国籍者がいずれかの国籍を喪失したときの届出などは、一見して戸籍とは関係が薄いが、これも戸籍法と戸籍事務に振り分けられている。国籍と戸籍との不可分の関係は、明

治初期にまず戸籍が編製され、そこに記載された人が国籍保持者とみなされたという沿革からも説明できるだろう。また「国家機関は何をしているか」、つまりその日々の業務に注目して、国籍とは国家機関が国民として把握したヒトにあたえる資格であって、その把握の手段が戸籍制度なのだ、と理解することもできるだろう[2)]。

国籍に固有の手続きは、法務省民事局の下で全国に配置されている法務局――全国50か所の法務局・地方法務局と261の支局の一部――に、当事者が出向いて行う。他方、戸籍の手続きは全国の市区町村の担当課で行われ、各国にある日本大使館・領事館も国籍・戸籍事務を担当する。国籍・戸籍の事務を行う行政組織は、規模が大きいだけでなく、分散・分権的な形態をもっている。

全国に散らばる分権的な行政組織に一律の手続きと処分を行わせるために、法務省民事局を中心とした一元的な統制の仕組みが設置されている。戸籍事務をみると、法務省民事局が「処理基準」を定め、それをもとに地方法務局が市区町村の実務を監督、統制する（現行戸籍法第3条）[3)]。処理基準とは、具体的には法務省民事局長や国籍・戸籍担当課長が地方法務局にあてた「通達」や「通知」、あるいは後者からの相談・照会に応えて前者が発出する「回答」などで、これらは「先例」と呼ばれ、膨大な数にのぼる。そして地方法務局から本庁への相談・照会に先だって、市区町村から管轄の地方法務局に対する日常的な相談や照会がある。都道府県を介さずに、政府機関と市区町村が直接にやりとりするところが、戸籍事務の特徴である。

これらの異質な機関のあいだを横断する出版メディアとして、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会（旧・全国連合戸籍事務協議会）の月刊機関誌『戸籍』がある。これから本稿でおもに参照する文献は、この雑誌の記事である。[4)]

全国連合戸籍事務協議会は、各地で市町村の担当職員が構成する任意団体「戸籍事務協議会」の全国組織であるが、その機関誌『戸籍』は、編集・執筆・監修に法務省民事局職員が携わり、先に述べた「先例」が掲載されるほか、難しい事案の処理を論じたエッセイや論説も掲載され、それらもまた国籍・戸籍事務では事実上の「処理基準」として扱われている。同誌は、法務省民事局がその判断を市町村職員に訓示するメディアなのである。

また『戸籍』誌には、個々の事案を離れて、国籍・戸籍の法制度をめぐる論説や研究論文も掲載されている。なかでも国籍法制について法務省民事局の上級職員が執筆したいくつかの論考は、法制の沿革を調査し、法制とそれを担う国家の歴史的な一貫性を描き出すことを意図していて興味深い。その目的は、国籍制度の思想、イデオロギーの原則を提示し、啓発することだと言ってよいだろう。さらにそれらは、次節でみるように、おたがいに参照し合っ

てテキスト間に複合的な言説を構成し、法務省の公権的解釈を支えているのである。

もちろん、法務省民事局の発する処理基準が国籍・戸籍事務においてただちにそのまま実現するわけではなく、また『戸籍』誌上にみられる論説や研究論文に表れたイデオロギーが、大規模で分散的な行政組織の思想的な統一を一挙に成し遂げるわけでもない。しかし、それが複合的な行政機関内の統制メカニズムの構成要素であること、じっさいの行政処分に直接、間接に作用していること、そしてその結果が行政外部の社会における行為や実践とのあいだに矛盾含みの関係を生みだしていることは確かである。私たちがこれから見ていくのは、そうした現実の行政内統制メカニズムと行政過程のほんの一部なのである。

こうした姿勢をもって『戸籍』誌の記事を中心に文献を読みながら、これからしばらく、事例を検討する準備として、国籍の法制史を概観していこう。なお、帰化の手続きは、国籍制度では重要な問題だが、今回の事例にかかわらないので、ここではほとんど言及していない。

2. 国籍法の沿革と概要

日本の国籍法は、1899 年にはじめて制定され、その後、5 回の実質的な改正がなされているが、私たちの事例と関連するのは、1924 年、1950 年、1984 年の改正である（1950 年は改正ではなく、旧法廃止と新法制定）。なかでも戦後二回の法改正は、国籍制度の原則にかかわる大幅な変更がなされた。

2-1. 旧国籍法

最初の国籍法（以下「旧国籍法」）の法案は明治維新から 30 年後の 1898 年、第 12 回帝国議会に提出された。その理由書は次のように述べている。

> 本案立案の方針に関して、最も注意せる事項、二つあり。第一、我国特有の家族制に適せしむること。第二、国籍の衝突を避くること、是なり。……［二重国籍や無国籍という「国籍の衝突」は］国家に害あるを以て、本案には努めて之を避けたり。然れども、第一に注意すべきは我国特有の家族制に適せしむるに在るを以て、之が為め国籍の衝突を避くること能わざる場合あるを免れず。[5)]

《 家制度と国籍法 》

「我国特有の家族制」とは、国籍法案と同時に法案が提出され、一足先に成立した改正民法（第四編 親族、第五編 相続。以下「明治民法」）と戸籍法（以下「旧戸籍法」）によって

法制化された家族制度を指している。近代日本社会の父権的、封建的性格を支え、軍国主義の基礎となったとして、戦後に廃止された、「家」制度（以下「家制度」）である。

法によって構成された「家」とは、戸主と家族（戸主以外の家の成員）からなる、戸主を中心とした親族身分体系の単位である。個々の家にはかならず戸主があるが、そこに入る家族の範囲は定められておらず、そのかわりに明治民法と戸籍法は、ある一人を「家に入れる・入籍する」「家を去らせる・離籍する」ときの条件と手続きについて詳細な規定を定めている。生まれた子が帰属する家を定める規定や、身分行為（婚姻・離婚、養子縁組・離縁、認知）にともなう家の出入を統制する規定である。

「家の統率者」（穂積重遠）である戸主の地位は、その財産とともに、ただひとりに相続される[6]。これは家督相続と呼ばれ、これについても明治民法と戸籍法は入念に規定を設けている。とくに家督相続人をめぐっては、嫡出長男を第一位として、戸主の嫡出子（婚内子）[7]、庶子（父親に認知された「私生子」＝婚外子）や養子・婿養子などを、年齢と男女の順に並べた順位が定められている。また、婚姻、養子縁組、認知などの身分行為については、それらが家の外部から家督相続人となりうる者やそうした子を儲ける父や母を家に取り込むために行われるという慣習が意識されていた。

こうした家制度と国籍法との直接の関係は、戸籍には日本国籍者しか入れない、したがって家の構成員はすべて日本国籍者でなければならない、という「法理」にもとづく[8]。そのため明治民法における婚姻・入夫[9]と養子縁組という身分行為にともなう家＝戸への出入りにあわせて、旧国籍法では、家に入る外国籍者には日本国籍を付与し、その者が家を去るときには国籍を喪失させるように定められた。このとき、家の構成員がすべて日本国籍を保持するように、また国籍の喪失によって家督相続人となりうる者が家を去ることがないように、つまり家督相続人が確保されるように、やはり詳細な規定が置かれた[10]。身分行為による国籍付与は、家制度の維持と家の存続を目的としていたのである。

父系血統主義の主柱をなす生まれをめぐる規定においても、旧国籍法は家制度と結びつけられていた。出生による国籍付与の規則（旧国籍法第1，3，4条）は、生まれた子が入る家を定める規則（明治民法第733条1項～3項）とほぼ同じ親子関係の条件によって構成されており、出生子の家への配属と国籍の付与が連動する仕組みになっていた[11]。

《 認知について 》

だが、国籍法と家制度とのあいだには無視できない差異もある。それは、たとえば認知をめぐって顕著に現れる。

家制度では、ある男性が、配偶者ではない女性に懐胎させて生まれた子、つまり「私生子」を認知すると、この子に「庶子」の身分があたえられ、さらにこの男性が属する家の戸主の同意が得られれば、子を戸籍に記載すること、つまり家に入れることができた。認知の効力は出生の時にさかのぼり、出生の時から親子関係があったとみなされるので、明治民法 733 条 1 項「子ハ父ノ家ニ入ル」が適用されるのである[12]。認知された庶子には、家督相続人の順位のなかでは嫡出子に次ぐ位置があたえられた[13]。明治国家の下で認知が制度化されたのは、父である男性の意思で法律上の親子関係を作ること、そうして家の後継ぎを確保することが一つの目的だったのである[14]。

この目的を果たすため、国籍法でも認知された子には日本国籍が付与された。ところがその根拠は、出生にもとづく（したがって明治民法 733 条に対応する）国籍法第 1 条ではなく、認知それ自体にもとづく第 5 条 3 号であった。民法が認めた認知の遡及効を、国籍法は認めないのである。[15]

このことは、旧国籍法 1 条にあって明治民法 733 条にはない文言、「出生ノ時」にも関係している[16]。明治民法では、今日の民法と同じく、出生子の父子関係を決定する時間は結局は戸籍に記録される出生時なのだが、そこには「嫡出推定」の考え方があって、生まれた時を基準にして懐胎の時と父親を推定するという論理になっている[17]。これに対して旧国籍法は、これも今日の国籍法と同じく、父子関係の決定は民法に委ねて立ち入らず、ただ出生したときに日本国籍父との父子関係が成立しているかどうかだけを考える[18]。したがって、出生後の身分行為である認知によって、出生にもとづく国籍付与はなされない。このような論理で、旧国籍法において認知は、事実としての父子関係とは一定別の、法律上の、また戸籍手続きとしての身分行為として扱われたのだった。

だがその一方で、認知において、「認める」という法的行為の前に、血統を示す「生まれ」の事実が存在することは、明治民法においても、旧国籍法においても、やはり意識されていた[19]。法的な身分行為と定義して終わらせることができないが、かといって嫡出と同等の「生まれ」ともみなさない両義性、このあいまいさが、このときも、またのちにも、認知と国籍をめぐる議論に影を落とすのである。[20]

《 旧国籍法における重国籍 》

旧国籍法において重国籍を明示的に防止する条項は、おもに帰化に関するものだった。[21]

他方、身分行為による国籍付与――日本国籍者の配偶者や養子となった者への国籍付与――にあたって、対象者の本国法に国籍喪失の規定がなければ、対象者は重国籍となった。

しかし旧国籍法は、家制度の機能とその存続という目的を優先させたため、この重国籍を禁じていない[22]。これが、この節のはじめにみた理由書の述べていることである。

日本国籍者に認知された外国籍者――外国籍母の婚外子を日本国籍父が認知する場合――についても、旧国籍法は重国籍を容認している。また、後述するように1915年と1924年の国籍法改正は、アメリカ大陸諸国への移民の子が出生によって重国籍となることを防ぐように法をあらためたものだったが、このときも認知による重国籍については論じられていない。これは、たんなる見過ごしではないだろう。少し後の1932年になるが、司法省との関係も深い国際私法学者の山田三良は、南米のアルゼンチン、ブラジル、チリなどの国籍保持者を認知した場合に重国籍が生じることを指摘したのだった[23]。

《 国籍留保 》

ところで理由書は、出生による国籍付与にともなう重国籍の発生については何も述べていない。血統主義国である日本の国籍を有する父が生地主義国の領域内で子を儲ければ、この子はかならず重国籍となる。ところが制定時の旧国籍法は、こうした重国籍を回避する規定を設けていなかった[24]。

旧国籍法の施行下で対策が講じられたのは、1915年と1924年の法改正のときだった。いずれの場合も、アメリカ合衆国で起きていた排日運動、いわゆる黄禍論への対策であり、日本人移民父の子として生地主義のアメリカ合衆国で生まれて日米の重国籍となった者が、日本国籍を離脱して重国籍状態を解消することが目的であるとされた。そのため、1915年には国籍離脱の制度が、1924年には国籍留保の制度が設けられた[25]。前者は本人の申出を内務大臣が許可して日本国籍を離脱させるものだが、後者は出生子の親が国籍留保の「意思を表示」しなければ「出生の時に遡りて」国籍を「当然に」（届出や手続きを経ずして）離脱させる制度である。そこでは、国籍留保つまり日本国籍の保持よりも、国籍の当然の離脱あるいは喪失に重点が置かれている。そしてこの制度が、戦後国籍法以降に拡大されていく。

1924年の国籍留保制度については、さらにつぎの点を確認しておきたい。

まず、対象となる生地主義国は、勅令で指定されたアメリカ大陸の7か国――法改正時はアメリカ合衆国、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、ペルーの6か国、1936年にメキシコを追加――にかぎられていて、その他の生地主義国、たとえばボリビアで生まれて重国籍者となった場合には適用されなかった。

これらの諸国を指定した理由について、帝国議会の審議において政府側委員は、アメリカ合衆国における排日運動への対処という外交上の理由のほかに、彼の地に移住した日本人に

は永住する者が多く、移民自身も国籍離脱を希望していることを挙げている。また、イギリス植民地諸地域やオランダ領東インド諸島（インドネシア）の在住日本人は、日本国籍離脱を望んでいないし、していないとも説明している。国籍留保制度の設置については、いくつもの異質な要因の関与がうかがわれ、今後の研究を待たねばならないが、ここでは、当時の日本帝国の外交政策とその枠内における移民政策（移民送り出し政策）に、総じていえばその国際政治が影響していることを指摘しておきたい。[26)]

2-2. 戦後国籍法

1950 年に国会上程された国籍法案は、旧国籍法の改正ではなく、その廃止と新法の制定というかたちをとった。これは、旧国籍法から、憲法の趣旨に沿わない規定や、明治民法の家制度にもとづいているために戦後の改正民法と直接に牴触（矛盾）する規定を削除したためだとされ[27)]、その結果、30 か条からなる旧国籍法に対して、新たな国籍法は全 13 か条と、半分以下の短い法律になった。

だがその一方で、新たな国籍法は、「現行法［旧国籍法］の建前をできる限り踏襲」し、「その変更は必要最少限度にとどめる」ことも策定の方針としていた[28)]。旧国籍法の基礎である父系優先血統主義や重国籍の防止などの原則は「今日においてもこれを変更する必要はない」、との認識からである。悪い枝は切り落とすが根本は維持する、という姿勢である。だが、大枝を切り落とす剪定が、幹や根に影響しないとはかぎらない。

表 1 は、旧国籍法と戦後国籍法を比較しているが、ここで二つの点を指摘しておきたい。いずれも、国籍付与の対象範囲を大幅に狭める結果をもたらした。

まず、身分行為（婚姻、養子縁組、認知）による国籍付与に関する条文がすべて削除され、外国人である配偶者や認知された子が日本国籍を取得する方法は、帰化と簡易帰化だけになった。しかし帰化は法務大臣の裁量行為であり、また原国籍の放棄（重国籍の防止）などの条件が課せられており、国籍取得は容易ではない。一律に国籍を付与する制度が、一律に国籍をあたえない制度に置き換えられたのである。

二つ目に、重国籍の防止が、それまで以上に重視されるようになった。もっとも顕著なのは、国籍留保の対象国が勅令で指定された 7 か国から生地主義国一般へと広げられたことで、これによって日本国籍父の子が生地主義国で生まれてその国の国籍を取得する場合、短期間のうちに国籍留保を届け出ないかぎり、日本国籍を喪失することになった。これはまた、制度の目的が、状況的な国際関係への配慮から一般的な重国籍の防止へと変更されたことを意味している。さらに旧国籍法にあった国籍回復の制度も削除され、帰化と簡易帰化に置き換

表 1　旧国籍法と戦後国籍法

	旧国籍法	戦後国籍法
法律の目的		法律の目的 1 条
出生時の国籍付与・取得	出生時の国籍付与（父系血統主義） 1 条	出生時の国籍取得（父系血統主義） 2 条 1 号，2 号
	出生時の国籍付与（出生前に父が離婚離縁によって国籍喪失した場合） 2 条	
	出生時の国籍付与 （補完的：母系および生地主義） 3 条，4 条	出生時の国籍取得 （補完的：母系および生地主義） 2 条 3 号，4 号
身分行為による国籍付与と妻子の随伴取得	身分行為による国籍付与 （婚姻・入夫、認知、養子による） 5 条 1 号～ 4 号，6 条	（一部は簡易帰化へ）
	帰化者・国籍回復者の妻子の随伴取得 13 条，15 条，27 条	
帰化と国籍回復	帰化 5 条 5 号，7 条，8 条，12 条	帰化 3 条，4 条（6 号新設），12 条
	簡易帰化（条件の一部免除） 9 条，10 条，14 条	簡易帰化（条件の一部免除） 5 条，6 条
	国籍回復 （婚姻による国籍喪失者が離婚したときと、20 条～ 21 条の国籍喪失者） 26 条	
	大帰化 11 条	大帰化 7 条
	帰化者と養子・入夫による国籍取得者の権利制限 16 条，17 条	
国籍喪失・離脱	国籍の喪失 （志望により外国籍を取得したとき） 20 条	国籍の喪失 （志望により外国籍を取得したとき） 8 条
	国籍留保、重国籍者の国籍離脱 20 条の 2，20 条の 3	国籍留保、重国籍者の国籍離脱 （それぞれ対象範囲の拡大） 9 条，10 条
	身分行為による国籍喪失 （日本国籍女が外国籍男と婚姻したとき、婚姻・養子による国籍取得者が離婚・離縁したとき，外国人父に認知されたとき） 18 条，19 条，23 条	
	喪失・離脱者の妻子の随伴喪失 21 条，22 条	
	兵役にともなう国籍離脱・喪失の禁止 24 条	
手続き	国籍離脱と回復の手続き 27 条の 2	帰化と国籍離脱の手続き （法定代理人による申請など） 11 条，13 条

＊　江川他（1997: 244-258），田中（『戸籍』478（1984）: 8-14）をもとに古屋作成。

えられたため、原国籍を維持しながら日本国籍を回復することが、新法ではできなくなった。

戦後国籍法の国会審議は低調で、あまり議論されないまま成立している。当時の内務省と法務府の法案作成担当者も、旧国籍法から残された条文が新しい意味を獲得することを、さほど意識していなかったかもしれない[29]。戦後国籍法で再定義された基本的な性格が明確な言葉で語られるのは、1984 年国籍法改正への過程とその後の議論においてである。

2-3. 1984 年改正国籍法

国籍法の第一原則であった父系優先血統主義は、この改正によって父母両系血統主義へと変更された。この変更を「補完するもの」として、日本国籍を取得する新たな制度・措置も設けられた。さらに、重国籍を解消することを目的とした制度も新設された。父母両系血統主義への変更が、重国籍の発生を必然的に拡大するからである。

1984 年の改正当時の法務省民事局長は、この改正は戦後国籍法の「ほぼ全面的改正であるといい得よう」と述べている[30]。

《 父母両系主義への変更を補う制度・措置 》

日本国籍を取得する新たな制度のひとつめは、「準正による国籍の取得」（第 3 条, 表 2 ②）である。「準正」とは、非嫡出子を父が認知しまたその父母が婚姻したときに子が「嫡出子の身分を取得する」という民法第 789 条の規定である。当時法務省は、第 3 条を父母両系主義への変更を「補完する」制度だと説明したが、実質的には、戦後国籍法で削除された認知による国籍取得が部分的に回復されたことが重要であった。実際、のちの 2008 年の改正では、この条文は認知による国籍取得に置き換えられるのである。

ただし、出生による国籍取得（表 2 ①）が、他の届出や手続きを必要としない当然取得であるのに対して、△ 届出による取得であり、準正が成立しても法務局に国籍取得の届出がなされるまでは国籍はあたえられない。△ 国籍を取得する者が 20 歳未満であること、認知をした父が子の出生時と届出時点で日本国籍を有していること、という条件が付せられた。△そして、「かつて日本国民であった者」を適用対象から除外した。この除外条件は、国籍留保をせずに国籍を失った者を想定している[31]。準正による国籍取得よりも、国籍留保制度を優先させているのである。

もうひとつの補完的措置は、改正法が施行される前に日本国民母から出生した子（およびその子）にも国籍を取得できるようにした経過措置である（表 2 ③）。これも届出による取得であり、また、出生日が改正法施行日（1985 年 1 月 1 日）前の 20 年以内であること、施

行日から３年以内に届け出ることなどの条件と、「かつて日本国民であった者」の適用除外が付せられている。

《 重国籍を解消する制度 》

戦後国籍法では、国籍留保制度を拡大して、父系血統主義と生地主義のあいだで生じる重国籍を解消しようとした。他方、当時ほとんどの血統主義国は父系優先血統主義であり、血統主義国の国籍者父母の間では出生による重国籍は生じにくかった。しかし、父母両系主義をとる国が増え、1984 年改正で日本もそれを採用するとこの前提が崩れて、日本と他の血統主義国を父母にもつ子は、多くの場合に重国籍となったのだった。この新たな状況を前にして、改正法は二つの措置を設けた。ひとつは、国籍留保の対象範囲を「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたもの」として、生まれた場所を血統主義国をふくむ外国一般に拡大した措置（表２⑤）。もうひとつは、国籍選択制度の新設（表２⑥）である。

表２　1984 年改正法

直接の契機	目的	おもな改正・新設
女子差別撤廃条約の批准	出生による国籍取得を父母両系主義とする。それにともなう補完的制度・措置	① 出生による国籍の取得を、**父母両系血統主義**とする 戦後法２条１号、３号 改正法２条１号
		② **準正**による日本国民の嫡出子が、**届出で国籍取得**する 改正法３条（新設）
		③ 経過措置。**改正法施行前に日本国民母から出生した子**（およびその子）が、**届出で国籍取得** 改正法附則五条、六条（新設）
	帰化条件における男女差別の廃止	④ 日本国民の配偶者である外国人の帰化条件における妻と夫との差別を廃止 戦後法５条１号、６条１号、４条４号、５号 改正法７条、５条１項４号、同条２項、８条４号
父母両系主義の採用にともなう重国籍増加のおそれ	発生した重国籍の解消	⑤ **国籍留保の対象範囲を血統主義国にも拡大。** ⑥ 20 歳未満で国内に住所をもてば**届出で再取得** 戦後法９条 改正法 12 条、17 条１項
		⑦ **国籍選択**を新設。⑧ 官報による催告を受けて国籍を喪失した者は、知った日から１年以内の**届出で再取得** 改正法 11 条２項、14 ～ 16 条、17 条２項（新設）
＊ 届出による国籍取得は、新設された手続き。 当然に取得するが、法務大臣への届出を要する。重国籍を容認（⑧は重国籍不可）。 ②，③，⑥，⑧		

＊　細川（1985）をもとに古屋作成。

2-4. 戦後国籍制度の基本的性格

1984 年の法改正を国籍制度の根幹にかかわるものとみなした法務官僚は、国籍戸籍の実務関係者にむけて説明する必要があると考えたようである。改正法の成立直後に『戸籍』と『民事月報』誌に公表された法務省民事局第 5 課長（国籍担当・法案当時）細川清の「国籍法の一部を改正する法律の概要」は、行政による改正法の公権的解釈とみなしうる文書であり、その後も長い間にわたって政府と司法による国籍法の解釈に影響をあたえた[32]。

だが、細川がそこで展開したおもな説明の論理は、ただちに法学者、国際法学者の厳しい批判を受けており、またかなりの部分に論理として無理があり、経験的にも納得しがたい[33]。それでもここで言及するのは、この論考で取り上げられた論点と、ところどころに姿をみせる法務官僚の実務的な関心と思考の断片を手がかりにして、戦後の国籍制度を貫く「立法者の意思」を再構成できるからである。手短に紹介しておきたい。

《 国籍と家族の規範 》

細川の解説を読むと、まず、こんな言明に目がとまる。

> 元来、血統主義が立法政策として合理性を有する所以は、自国民の子は、通常自国民の家族に包摂されることによって、実質上自国民の社会の構成員になるので、自国の構成員とするのに適当であるとの価値評価が可能だからである。[34]

「自国民の家族」は、国家のなかに入れ子式に納まっている。それは法によって定型化された、制度としての家族である。細川は血統主義を再定義して、日本国籍父母の子の身分を、入れ子式構造をつうじて国民社会そして国家の構成員の資格につなげる「立法政策」だという。だからここで述べられているのは、家族の制度とそれをもとにした人の把握という国籍制度の基本的な仕組みであり、それは現実の社会では家族登録制度である戸籍をつうじて実現する。旧国籍法から家制度にかかわる条項は削除されたが、戦後国籍法もまた、家制度とは異なる家族の制度を前提としている。国籍と戸籍との関係は本質的である。

国籍における家族制度の役割は、二つに分けて考えることができる。ひとつは、行動の規範、あるいは社会規範の役割である。規範とは、ときに制裁と強制力をもって現れるが、それ以上に、人びとが自発的に、特定の価値にむけた様式化された行動をとるようにうながす、規律化の規則である。国籍制度による人の把握はそうした規律化の作用をともなってなされる。

戦後国籍法は、旧国籍法から父系優先血統主義をそのまま引き継いでおり、そこに、母に対して父に、非嫡出に対して嫡出に価値をあたえる家族規範を読み取ることは難しくない。1984 年改正法では父母両系血統主義が採用され、その点にかぎっては母に対する父の優位は解消された。だがその一方で、嫡出と非嫡出との区別、差別は依然として残されている。この区別を決定できるのは、父だけである。改正法で新設された準正子が国籍を取得する規定は、届出を要することやその他の条件が付せられていることによって、出生の事実だけで国籍を取得する嫡出子の場合とは明確に差異化されている。これらの条件は、2008 年改正で認知された子が国籍を取得する規定に書き換えられたときも、そのまま維持された。

届出という国籍取得の手続き（以下「届出取得」）は、1984 年改正国籍法ではじめて設けられた。届出取得は、準正子以外にも、日本国籍者の子であるが出生時に日本国籍をあたえられなかった場合や、出生時に取得した日本国籍を失った場合に適用される（表 2 ②, ③, ⑥, ⑧）。いずれの場合もいくつかの条件をつけて該当者を制限している。このように、日本国籍者の子に対して出生時の当然取得とは別の方法を適用し、さらに該当者を制限する理由について、細川の解説は多くの紙幅を割いて説明している。また日本国籍者の子がいったん取得した国籍を喪失させる制度（表 2 ⑤, ⑦）も、同じ論理で説明している。かれの説明そのものは、ここで論じる必要がない。重要なのは、細川たち法務官僚が、1984 年改正で父母両系血統主義を国籍法に導入するにあたって、日本国籍者の子であり血統である者を分類し、国籍取得の可否と喪失を軸にして序列化する体系を作り出したことであり、そのために届出取得という中間的な方法を新設したことである。そしてそこに、かれら法務官僚のもつ家族観――細川は、婚姻夫婦と嫡出子を「正常な家族関係」と呼び、また非嫡出子を「正常でない家族関係下における子」だという[35]――を表出するとともに、それを規範として社会に向けて提示しているのである。

その後、2008 年国籍法改正によって認知された子が国籍を取得することになり（そして準正子の下位に位置づけられ）、また今日では、政府・法務省や司法でも選択的夫婦別氏制度や同性婚が論じられている。戦後の民法と戸籍制度が提示してきた家族規範はたしかに揺らいでいる。だが、法が家族の制度を定め、国籍制度がそれを基礎にすることについては、まだ疑問が提出されていない。

《 重国籍をめぐる両義性 》

細川の解説が、力を込めて弁明するもうひとつの改正点は、重国籍を解消する規定の新設である。だが、じつは、改正法は重国籍をめぐって両義的で、たしかに一方では重国籍解消

措置を設けたが、他方では、父母両系の採用によって重国籍発生の機会を大幅に広げただけでなく、新設の届出取得では一つの例外（表２⑧）をのぞいて重国籍の発生を容認しており、帰化においても日本国民の配偶者や子、難民など「特別の事情」が認められれば重国籍を許容する但し書きを設けた。重国籍解消の措置をみても、国籍留保制度では留保届の届出期間と届出権者の範囲を、わずかだが広げた。もちろん、留保届が出されるかぎり重国籍は維持される。さらに、国籍選択制度は事後の解消策であり、いったん重国籍となった者が自ら進んで日本あるいは外国の国籍を放棄しなければ機能しない。それは、「可能な場合には当該個人が自発的に重国籍を解消することを促進し、これによって重国籍を減少させる」[36] 制度であり、「何が何でも一つのもの［国籍］にしてしまおうということではなくて、御当人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策」[37] なのである。

当時の法務省民事局長は、改正法の全体をつうじて「むしろどちらかといいますと現行法［戦後国籍法］よりは二重国籍の解消全体が強まったということはないのではないかというのが私どもの感想」[38] なのだと述べている。戦後の国籍法は、重国籍を解消すべき問題と位置づけているが、それと同時に、その発生をやむをえないものと認める現実的なアプローチも内包しており、この点でも旧国籍法と連続している。

《 確実な把握の欲求と把握されないものへのおそれ 》

この節の最後に、家族の制度が国籍制度で果たす、もうひとつの、より直接的な役割について述べておきたい。家族の制度は、人の始まりであり世代再生産の結節点である「生まれ」に形式をあたえ、国籍制度がそれを把握するように差しだす。旧国籍法第１条に標された「出生ノ時」という基準点は、戦後国籍法第２条にそのまま引き継がれている。そして、家族制度がもつ規範の統制力のおかげで、ほとんどの出生は戸籍に記載されるものと期待されている。

国籍そして戸籍による人の把握は、結局のところ、当事者の届出、そして登録の事務作業による紙や電磁媒体への記録に帰着する。この実務の実効性を確保して、日本国籍者となるべき者を確実に把握するという国籍・戸籍行政の技術的な要請は、法務官僚にとって、最重要課題のひとつだろう。

細川は、父母両系血統主義の採用や準正による国籍取得の新設によって、とくに外国で出生した場合に、重国籍が発生するだけでなく、「実効性のない（形骸化した）日本国籍」が生じること、またそうした日本国籍者が戸籍に登録されないことへの恐れを表明した[39]。

また、準正による国籍取得に届出を要する理由を、外国の方式で認知や婚姻がなされて準正が成立したときに、日本側に登録されない国籍保有者が生じるのを避けるためだと説明した[40]。

1984年法改正の2年前、当時の法務省民事局第二課長（戸籍担当。前職は第五課長、国籍担当）は、将来、父母両系血統主義に変更するとき、日本国籍母と外国籍父のあいだで外国で生まれた子に「出生という事実によって自動的に全部与える」のであれば、日本当局に出生届が出されず「日本側が把握しない子供たちの国籍をどうするかが大問題になる」という認識を示し、その対策として「留保届を……生地主義国以外も全部やると、場合によって

表3　国籍法の沿革とおもな変更点

	旧国籍法（1899年）	1924年改正 旧国籍法	戦後国籍法（1950年）	1984年改正 国籍法	2008年 改正国籍法
出生による国籍取得	「出生ノ時其父カ日本人ナルトキ」（1条）「父カ知レサル場合……ニ於テ母カ日本人ナルトキ」（3条）［父系優先］		「出生の時に父が日本国民であるとき」（2条）	「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」（2条）［父母両系］	
国籍留保（出生により取得された国籍の喪失）	–	「勅令ヲ以テ指定スル外国ニ於テ生マレタルニ因リテ其国ノ国籍ヲ取得シタル日本人」を対象者とする（20条の2）	対象国を生地主義国に拡大。「外国で生れたことによってその国の国籍を取得した日本国民」（9条）	対象国を血統主義国をふくむ国外一般に拡大。「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたもの」（12条）	
認知または準正による国籍取得	認知のときから当然取得。「日本人タル父又ハ母ニ依リテ認知セラレタルトキ」5条3項		–	準正（認知＋両親の婚姻）にもとづく届出による取得（3条）	認知にもとづく届出取得（3条）
経過措置による国籍取得	–		–	改正法施行前20年間に「出生の時に母が日本国民であったもの」（附則5条）およびその子（附則6条）の届出による取得	–
届出期間と遅延の猶予	–	国籍留保の届出期間は14日以内（旧戸籍法69条）「天災又ハ避クヘカラサル事由」の遅延は猶予。	留保の届出期間は14日以内（戸籍法104条）。「天災その他［届出］者の責めに帰することができない事由」の遅延は猶予。	留保の届出期間を3か月に伸長（戸籍法104条）。「天災その他［届出］者の責めに帰することができない事由」の遅延は猶予。14日以内。 経過措置の届出期間は改正法施行日から3年以内。「天災その他［届出］者の責めに帰することができない事由」の遅延は猶予、3か月以内。（附則5,6条）	–

＊　古屋作成。

は国内もやるという議論」を提案している。[41]

さらに法改正の 10 年前、当時の法務省民事局第二課長（前職は第五課長）は、戦後国籍法の「出生の時」という規定を論じて、「生来的国籍は、原則として、出生の時点において、できるかぎり確定的に決定されるべき性質のものであり、不安定なものであることは、国家の立場から好ましくない」という、「国籍の浮動性の防止」の原則なるものを定式化していた[42]。

日本国籍者となるべき者を生まれたときに確実に把握し、その身分事項を生涯にわたって戸籍に記載していきたいという欲求は、そして国籍への権利をもちながら把握されずに潜在するものへのおそれは、国籍戸籍の実務を管掌する「国家の立場」にある法務官僚でなければ感得できないものである[43]。かれらは、戦後国籍法における血統主義を、出生時の嫡出親子関係を繋留点として国民を把握する制度として再解釈していたのである。

3. 事例

3-1. 支援と調査の概要

ここで紹介するのは、私が移住者の人権を目標とする市民団体の一員として行ってきた生活相談と支援の活動に寄せられた、相談事例である[44]。

私がこの活動に参加したのは 1990 年代の初頭であったが、それは「日系人」の入国枠が拡大されて南米から一挙に多数の移住者が到来した時期でもあった。移住者自身も、また日本社会も混乱していた。また 1990 年代前半、南米各国は 1980 年代の経済危機からの回復途上にあり、とくに大多数の来日移住者の出身国であるブラジルとペルーでは、そのころ数千パーセントのインフレを記録していた。経済の破局的状況は社会全般の危機をともない、かれらはそこから脱出するようにして来日したのだった。

混乱状況のなかで寄せられた相談は生活と労働の全般にわたったが、そのなかでも入国管理局（当時）による「偽装日系人」摘発の問題には、1990 年代をつうじて、私はかなりの時間を費やして取り組まざるをえなかった。この問題は、家族関係を出入国管理の基準に用いたために生じた矛盾であり、またその背景には、移民社会であるラテンアメリカの民族状況がある。そしてまた、日本の法制における家族関係の観念が、日本社会の家族関係の慣習や実践と完全には重ならないのと同じように、ラテンアメリカ社会における観念や慣習、実践とも、やはり食い違いを生じることを示している。日本国籍の問題とかかわるところもあるので、簡単に説明しておきたい。

1990年6月に改正入管法と「定住者」告示が施行され、日本の入管法制・行政は、日系二世と三世を定義してそれぞれに就労可能な在留資格をあたえ、またそれぞれの配偶者と未成年未婚の子にも同様の在留資格を認めた[45]。これが「日系人の受入れ」である。

この新たな入国枠は、ラテンアメリカ社会の住民には、危機を脱出して一時的な出稼ぎを行う機会として提示された[46]。移住労働を望む経済的動機と、入国枠の条件である日本国籍者との家族関係とは無関係であるから、切実な経済的要求が広範に存在すれば、それに応えるために条件を仮装する行為が現れるのはむしろ当然だった。それは、戸籍の売買から始まり、来日を目的とした婚姻や養子縁組など脱法的な「不実の」身分行為[47]、そして出生など身分登録証書の偽変造という違法行為におよんだ。

法務省入管局の在留審査では、1990年代をつうじて、こうした「偽装日系人」の検出と排除に力が注がれた。その方法は、当初は偽変造書類の識別であったが、のちには正規の登録のなかから「虚偽の」身分関係を探し出すようになった。そこでは、来日を目的とした脱法行為を検出するだけでなく、在留資格申請者の出生当時の登録がいわゆる好意による不実の出生届であった場合（実際の親が養育できなかった新生児や乳児、幼児を、たまたま日系人だった別の人物が引き取り、実子として届け出た、など）も、それを理由に申請不許可の処分を行うといった行き過ぎもあり、当時私は「書類上の民族浄化」という言葉を思わずにはいられなかった[48]。しかし私は、そうした事案には対応できなかった。私が対応し、解決できたのは、当事者の実際の家族関係が入管審査の条件を満たしているにもかかわらず、△ 入管審査で正規の登録証書が偽変造書類と誤認された場合、あるいは、△ 当事者や手続き代行業者が、実際の身分登録証書が入管審査で疑問視されることを恐れて書類を偽変造した場合などであった[49]。私は、入管局に対して、誤認を指摘して、あるいは書類の偽変造を認めたうえで、当事者の実際の家族関係を疎明することによって、当事者が（在留資格があれば）再申請の許可を、あるいは（退去強制の対象になる状態にあれば）在留特別許可を受ける援助をしたのである。

私は、「日系人」の入国枠はラテンアメリカ社会における「ニッケイ」の概念に経済的利益の意味をあたえ、社会に分断を持ち込むものだと考えている。そうした異議をもちながらも、「偽装日系人」摘発問題をめぐって私が行っていた支援は、入管審査の枠内で、その条件に従いながら、実務における判断の誤りを埋め合わせていたにすぎない。

このような支援活動のなかで、私は、日本とペルーの市民登録制度を調査し、また、1920年代から1990年代までのペルーにおける三世代の生活史を聞き取ることになった。そして、特定のケースでは一定の手続きをとると日系二世の日本国籍が今日時点で確認され、戸籍に

記載されることに私が気づいたのは、手元の記録によれば 1994 年以前であったようだ。

その後、いくつかの相談事案で重国籍が実現すると、そのことが在日ペルー人のあいだで口コミで広がっていった。また、1996 年、ペルー人友人たちと発行していたミニコミ誌に小さな関連記事を掲載すると、そのコピーがペルー大使館領事部に貼り出された。この情報はペルー人たちのあいだで反響を呼び、多くの相談が寄せられるようになった。2003 年 4 月の私の備忘録には対応すべき 10 件の国籍関係事案が書き留められている。ただし、当時の私は退去強制を目前にした入管事案や、医療や刑事事件の事案など、相談者の生命・生活の危機につながる案件に追われており、緊急性の低い国籍の事案は後回しにしていた。なお、おなじころに行政書士や無資格の手続き業者も同様の案件を扱っていたことも聞いている。

以上が国籍にかんする支援と調査の概要だが、そのなかで得られた事例を紹介するまえに、そうした手続きを援助する私の立場と観点についても、少し説明しておきたい。

「すべての者は国籍をもつ権利を有する」（世界人権宣言）とともに、国籍はまた「権利を持つ権利」であるとも言われる。つまり、国籍を人権の一項に加えるのは、他の基本的な権利を保障する二次的な権利として、である[50]。他方、日本の国内法制は、戦後の長いあいだ、日本国籍をもたない外国人を社会権分野の諸権利のほとんどから排除してきたが、1979 年に国際人権規約が批准発効された後、この排除の境界線は、入管制度における在留資格の区分のなかに移されてきた。その境界線は 1990 年代をつうじて再定義されて、1990 年代には「日系人」入国枠で来日し在留する人びとは、社会権分野の諸制度について有資格者とされている。そのため、私が扱ってきた事例において、国籍が当事者にもつ最重要の意味は、日常生活を支える種々の社会権ではなく、出入国管理制度におけるそれである。具体的に言えば、

△ 日系二世の日本国籍が確認されて入管法上の「日本人」とみなされると、それまで「日系人」入国枠の枠外だった成人の四世が「三世」とみなされ、日本への入国・在留・就労が可能になる。日本に在留する家族からみて、切り離されていた成員の一部を呼び寄せることが可能になる。

△ 日本国籍を取得した者は、在留資格による入管行政の監視と管理から解放され、退去強制の対象外になる。

私は、一点目のように、ある家族のなかで来日の対象範囲を拡大することは、かならずしも人権の課題ではないと考えているが、当事者にとっては、これが国籍手続きを望む最大の動機である。第二点目は、移住者の生活を安定させ、また人権侵害を予防することにもなる[51]。とはいえ、私が国籍の事案をかならずしも優先させていなかったことは、先述のとおりである。

また、私が国籍をめぐる手続きを支援したもう一つの理由は、元の国籍を放棄させる帰化とちがって、その手続きが重国籍を実現することだった。当事者は、日本国籍を取得しても、原国籍を喪失しない。日本とラテンアメリカの両方に社会関係をもつ移住者にとって、得るものはあるが、失うものがないのだった。

3-2. 旧国籍法下における移民二世の日本国籍 —— 事例の紹介（1）

ここで対象とする移民二世とは、日本人移民である親から生まれた人びとのうち、旧国籍法が廃止された1950年7月1日より前にペルーあるいはラテンアメリカ諸国において出生した者である。

この期間のうち、1924年の改正旧国籍法施行から同法廃止までのあいだは、勅令指定国の出生に国籍留保制度が適用された。したがって、出生によって日本国籍を付与された者――日本国籍父の嫡出子または日本国籍母の非嫡出子――は、その親が期間内に日本の当局に国籍留保届を提出した者だけが日本国籍を保持し、それ以外の者は出生時にさかのぼって日本国籍を失った。[52)]

この国籍留保の適用を受けずに日本国籍を付与された出生子が、ここで取り上げる事例である。以下の二つの場合がある（法制上は可能だが、実際には希な事例は省略する。以下同じ）。

a）日本国籍父の嫡出子あるいは日本国籍母の非嫡出子として生まれ、出生によって日本国籍を取得し、国籍留保制度が適用されない場合。すなわち、△ 1924年改正旧国籍法の施行（1924年12月1日）以前に生まれた者[53)]。△ 同改正法施行日以降に生まれたが、国籍留保の対象とならなかった国で生まれた者[54)]。

これらの条件を満たしている場合、今日、出生届を出すことによって、出生時点における日本国籍の取得が確認され、また出生が戸籍に記載される。（届出人や戸籍への記載方法、戸籍編製など実務の詳細についての記述は、必要最低限にとどめる。以下同じ。）

b）日本国籍父と外国籍母の非嫡出子として生まれたため、出生によって日本国籍を取得しなかったが、後に父に認知されたために国籍を取得した場合。この場合、日本国籍は、出生ではなく認知によって取得されたので、国籍留保制度の適用外である。

ラテンアメリカ諸国では通常、父親がその国の当局に婚外子の出生登録を届けることが、同時に認知の行為となるが、法務省民事局は、そのようにして作成された出生登録証が日本の国内法においても認知の効力をもつことを認めている[55)]。したがって、父親の本籍地の戸籍窓口に、この出生登録証を提示し、職権による認知の記載を申し出ることによっ

て、当該の認知が父親の戸籍に記載され、同時に認知された子の日本国籍が確認されて新しい戸籍が編製される。

さて、実際に数が多かったのは、このb）の場合、つまり旧国籍法下において日本国籍父と外国籍母の婚外子として出生し、父親が出生登録を届けて認知したために国籍を取得した子である。以下、この場合について検討していこう。

こうした事案を論じた記事は、1994 年 5 月の『戸籍』誌と、同年 8 月および 2004 年 9 月の『戸籍時報』誌にある[56]。いずれも法務省民事局の通達や回答ではなく民事局職員の論説文の形式をとって、ペルーの事案についてつぎのように訓示している。△ 出生登録届による認知の効力について法務省が判断した「ペルー国についてのはっきりした先例はない」が、ペルー法を検討した結果、1852 年ペルー民法施行以後今日まで、「出生登録証明書に『父の表示』があり、かつ、父が出生登録届出人になっていれば、当該出生登録証明書を認知を証する書面として認めて差し支えない」。△ 当該の子は、生地主義の「ペルー国において出生しているので、ペルー国籍を取得しており、かつ、［旧国籍法施行下で］日本人父が認知していることから日本国籍をも取得し」ており、この「日本国籍を喪失していない」。つまり二重国籍になり、これは今日まで失われない[57]。

ここで、同じ時期のラテンアメリカ諸国で生まれた子について、日本国籍父の認知を認めるが、認知された子の国籍取得を認めない例も挙げておく。日本国籍母の非嫡出子として生まれ、後に日本国籍父によって出生登録届が現地当局に出された事例である。まず、1955 年 2 月の『戸籍』誌が、ブラジルにおける事例について、前年 1954 年にだされた民事局回答を解説抜きで掲載した[58]。当時の民事局の判断は、△ 出生登録書に父の記載がある場合、これを認知の証書として扱う、しかし、△ 当該の子は「父の認知によっては、日本国籍を取得しない」、であった。

40 年を経て 1990 年代後半以降に『戸籍時報』誌に掲載された三つの論説記事は、1954 年の回答を、認知によって国籍を取得しないと判断する根拠として参照している[59]。これらの記事は、きわめて簡潔な 40 年前の民事局回答を、こんなふうに補説する。まず前提として、日本国籍母の非嫡出子として日本国籍をもって出生した当該の子は、期間内に国籍留保がなされなかったので国籍を喪失したと考えられる。そのうえで、△ 日本国籍父の認知による国籍取得を認めると、「重国籍の発生を防止しようとする旧国籍法第 20 条の 2 の規定［国籍留保制度］の趣旨が没却される」。また、△ 日本国籍父母の嫡出子の場合であれば、父は認知できず、認知による国籍取得もありえない。そこで、非嫡出子である当該の子にたいして認知による国籍取得を認めると、「著しく均衡を失する」ことになる。これら二つの理由から、

国籍取得は認めない、という。[60]

旧国籍法施行下ではどう判断されていただろうか。上述のような事案をめぐる司法省の実務上の見解（先例）は、旧国籍法下の実務について私の調査がきわめて不十分なこともあって、見つけることができなかった。ただし、1954 年の法務省民事局回答の端緒となった日本国籍父の認知の届出は、ブラジルの日本在外公館が戦後に戸籍事務を再開した 1951 年 8 月からあまり日がたたないうちになされたと思われるので、戦前にも日本国籍父母の同様の事案はあったかもしれない。また、1924 年当時の国会論議のなかでは、新設される国籍留保制度と、婚外子の認知による国籍取得との関係は触れられていない。だが、司法省内では検討されたと思われる。認知など身分行為による国籍変動は、旧民法のもとでは家制度にかかわる重要な問題であり、たんに見過ごされたとは考えにくいのである[61]。

しかし、外国籍母の非嫡出子を日本国籍父が認知する事例が戸籍実務で取り上げられたのは、1990 年代になってからだと考えてよいのではないだろうか。日本人移民男性とペルー人女性とのあいだで、婚姻や出産・出生が少なかったのではない。そうした婚姻や出生を、日本国籍男性が日本領事館に届け出ることはほとんどなく、日本の司法省がそうした身分関係を把握する機会はなかったし、そうしようともしなかったと思われるのである[62]。

1990 年代になると、入管制度における「日系人」入国枠の拡大とそれにともなうラテンアメリカからの移民の急増によって、状況が変わった。旧国籍法下で取得された日本国籍を今日時点で確認することがその家族の福利につながり、しかもその手続きに当事者がアクセスできるようになったのである。

かくして、認知の戸籍記載と日本国籍の確認を求めて、50 年以上前のペルーなど南米各国の多数の出生登録証が、市町村戸籍窓口に提出された。法務省民事局は、すでに見たようにそれらを二つに分けて対応した。△ 日本国籍父と外国籍母との婚外子に対する父による認知は認め、日本国籍も付与する。△ 日本国籍父母の婚外子に対する父による認知は認めるが、国籍留保制度を優先して日本国籍は付与しない。これが、1990 年代以降に『戸籍』『戸籍時報』誌に取り上げられたのである。

3-2. 戦後国籍法と 1984 年改正国籍法、移民三世以降の日本国籍 —— 事例の紹介（2）

このようにして日系二世の日本国籍が確認され戸籍に記載されると、その子や孫である三世以下も日本国籍をもつ重国籍者になる可能性がある。該当する三世の多くは、1950 年 7 月 1 日、戦後国籍法が施行された後に出生しており、ここでもその場合だけを考えることにする。

(1) 戦後国籍法による断絶

戦後国籍法は、国籍留保制度の対象国を、勅令指定国から生地主義国一般に拡大した。そのため、ラテンアメリカのほとんどの国で、日本国籍をもって出生する者――日本国籍父の嫡出子と日本国籍母の非嫡出子――は、一定期間のうちに在外公館に国籍留保の届けをしないと日本国籍を失うことになった。また、認知による国籍取得が廃止されたので、日本国籍父の認知された非嫡出子も、来日して帰化しないかぎり、日本国籍を取得する方法はなくなった。こうして、ラテンアメリカ諸国で暮らす日本人移民の子と孫の多くは、いったんは日本国籍を継承することがなくなったのである。

ただし、ここにも例外はあった。

ひとつは、国籍留保制度の例外で、生地主義国のなかでも「条件つき出生地主義国(Restricted jus soli)」とされる国、たとえばコロンビアでは、国籍留保制度は適用されなかった。そのため、留保届を出さなくても国籍は維持され、今日になって出生を届け出ることも可能である。ただし、条件つき生地主義国に居住する日本人移民は少ない。そして、1984 年改正国籍法はそれらの国々も国籍留保の対象国としたので、その施行後に生まれた者は国籍留保制度の対象となった。

もうひとつは、国籍留保の届出が「天災その他［届出］者の責めに帰することができない事由」(戸籍法第 104 条第 3 項) によって今日まで遅延していたと認められる場合である。この問題については、多くの先例が発出されているが、留保届の遅延が戸籍法第 104 条第 3 項に該当するか否かについては、かなりきびしく、否定的に判断している印象を受ける[63]。

したがって、総じてみれば、戦後国籍法の後、移民の日本国籍継承は、国籍留保を続ける家族をのぞけば、難しくなったと言ってよいだろう。

(2) 1984 年改正国籍法の経過措置と移民三世

ところが、1984 年改正国籍法の附則は、出生時に日本国籍を取得しなかった者に国籍取得の新たな道を拓いた。私が支援して 2013 年に手続きを開始した、あるペルー人家族の例を取り上げて説明しよう。

図 1 のうち、A は日本国籍の移民男性である[64]。A は 1918 年生まれだが、いつペルーに渡航したかは不明である。1948 年、ペルーでペルー国籍女性 ① とひとり娘の B を儲け、その出生後しばらくしてから A は出生をペルーの市役所に登録したので、B は認知によって日本国籍を取得した。ただし、この認知は日本側には届けられていない。A は ① と 1957 年に婚姻したが、戦後国籍法施行下なので、① は日本国籍を取得しない。

私は2013年にD～Gの依頼を受けて、まずBの出生登録証をAの本籍地市役所に提出した。これによってBの出生届によってAによるBの認知がなされたことと、それにともなってBが日本国籍取得したことが確認され、Bの戸籍が編製された。しかし、Bは、自分が日本国籍をもっていることを知ることなく、その5年前に死亡していた。

Bは、1967年にペルー国籍男性②と婚姻し、2人のあいだにCからHまでの6人の子を儲けた。

《1984年改正国籍法の附則第5条》

1984年改正法の附則第5条は、同法が施行される前に日本国民母から出生した子が、届出によって国籍を取得できるようにした経過措置である。Bの日本国籍が出生登録の日にさかのぼって確認されたので、その6人の子のうち、2013年当時日本で生活していたD（1968年生）、E（1970年生）、G（1978年生）がそれぞれ地方法務局に国籍取得の届出を提出し、ペルーで家族と暮らしていたF（1973年生）が在リマ日本総領事館に同じ届出をして、日本国籍を取得した。国籍取得の日は、届出を出した日である。

附則第5条は、改正法の「施行日から3年以内」つまり1987年末までに届け出ることを求めているが、同条第3項は「届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由」によって期間内に届け出られないときには、届出ができるようになってから3月以内に届け出ればよいとしている。事例では、法務局の担当者は、母親Bが日本国籍を有することを各人が知った日から3月を起算するとしていた[65]。

これに対して、C（1966年生）とH（1990年生）は附則5条が適用されず、日本国籍を取得しなかった。Hは1984年改正法の施

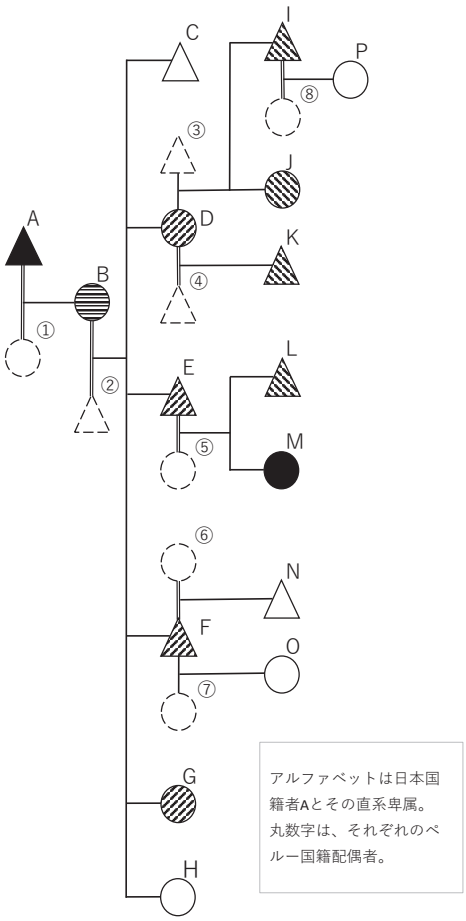

図1　日本人移民の子孫と日本国籍

行後に生まれたからである。

C が生まれたのは、附則 5 条の適用期間中だったが、両親が婚姻する 1 年前であった。そのため、出生当時は日本国籍母の非嫡出子であり、出生によって日本国籍を取得したが、国籍留保届を出さなかったのでそれを喪失したとみなされたのだった。「かつて日本国民であった者」という除外条件に該当したのである。C は、来日後、日本でペルー人女性と家庭を持ったがうまくいかず、生活が荒れて犯罪を犯し、1 年以上の実刑を務めた。そのため、退去強制の対象となり、入管に収容されているときに、この国籍の手続きを行った。日本国籍を取得すれば日本にとどまれたのだが、結局、国籍は取れず、長い間、病を抱えながら入管収容所で過ごした後、ペルーに帰国した。兄弟が私に伝えたところでは、幸いなことに、本国で C は家族、友人と福音派キリスト教教会に支えられて、身体と精神の健康を取り戻しているという。

C と H は、この手続きののち、入管制度上は日本国籍母から生まれた子として「日系二世」とみなされる。B の日本国籍が確認されるまでは、「日系三世」だったので、ペルー人たちの表現を借りれば、「一段上がった」ことになる。

《 1984 年改正国籍法の附則第 6 条 》

附則第 6 条は、附則 5 条で日本国籍を取得した者の子で、改正法が出生前から施行されていたと仮定すれば出生により日本国籍を取得していたはずの者が、届出によって国籍を取得できるようにした[66] 経過措置である。図 1 はこの世代の一部だけを掲載しているが、D と E の子がその適用を受けた。

I（1984 年生）と J（1987 年生）は D とペルー国籍男性③との非嫡出子であり、K（2009 年生）は D とペルー国籍男性④との嫡出子であるが、いずれも附則第 6 条の適用を受け、地方法務局に届け出て国籍を取得した。I にはペルー国籍女性⑧との嫡出子 P（2004 年生）があるが、I が日本国籍を取得したのが 2013 年で、P の出生のあとだったので、P は日本国籍を取得しない。P は、入管制度上は、B から数えて「日系四世」となる。J にも子があるが、P と同様である。

E とペルー国籍女性⑤との嫡出子 L（2012 年生）も附則第 6 条の適用で日本国籍を取得した。E は日本で生活していたが、L はペルーで生まれて母とともにペルーにいたので、母が在リマ日本総領事館に届出を行った。また、M（2014 年生）は E が日本国籍を取得してから、E の嫡出子として生まれたので、出生によって日本国籍を取得している。L、M は母とともに来日して、いまは日本の小学校に通っている。

Fの子どもたちには附則第6条が適用されなかった。N（1992年生）のペルー国籍母⑥とFとは1993年に婚姻したので、Nは出生時に非嫡出子だった。Fとペルー国籍母⑦とは結婚していないので、O（2002年生）も非嫡出子である。Fは、どちらの子の出生も届け出て認知したが、附則第6条には、日本国籍を取得した父が子を「出生の後に認知した」ときには適用を除外する旨の但し書きがある。NとOは、入管制度上はBから数えて「日系3世」とみなされる。

4. 最後に

旧国籍法の制定は、明治国家による「法典編纂」事業の一部だった。それは、西欧の近代法体系を受け入れる「法の継受」の過程であったが、そこでは「富国強兵」の強権的近代国家を建設するために有用であれば近世以来の法的慣習も取り込まれたのだった。こうして旧国籍法は、戸籍・家制度と分かちがたく結びついた[67]。のちに日本帝国が植民地を拡大していくと、国籍制度もそれに合わせた調整がなされる[68]。ラテンアメリカ諸国への日本人移民の子孫に対して、国籍留保制度によって国籍をあたえなかったのは、彼の地には日本帝国の領域的権益が不在だったからである。

戦後の国籍制度は、身分行為による国籍付与が果たしていた、親族集団が婚姻や養子縁組によって外部要素を取り込む機能を切り捨てるなど、著しく内向きになった。そしてここに加えるべき事情のひとつに、1952年4月、日本政府が日本国領域に住む植民地出身者の有する日本国籍を喪失させる「国籍及び戸籍事務」を行ったという、よく知られた歴史的事実がある。こうして国籍は、「族内婚または孤立的交配によって成り立つ独自な集団の存在を前提」とする「『日本人の血』というメタファー」[69]に法的な基礎を提供することになった。しかし、これもまた、東アジアにおいてアメリカ合衆国のヘゲモニーの下で複数の国民国家が並立する、戦後の地域秩序におけるできごとだった。

国籍は、国民国家の国内統治とグローバルな国家間システムという二つの領野に分節される近代世界の政治構造のなかで、主権国家が人を統治する制度であり、そうした構造を念頭において理解されるものである。だから国籍制度は、出入国管理制度と機能を分かち合い、それと連続している。

したがって今日、南米からの移住者たちが、出入国管理の規制から少しでも逃れようと国籍を手に入れ、あるいは日系の世代を「一段上がろう」とするのは、制度の悪用ではなく、逆に制度の本質的機能が彼らを誘導してとらせた行為にすぎない。現代世界では、資本主義

的な賃労働が支配的な、ほぼ唯一の生活手段である以上、家族の生活、生存を求めるかれらの選択肢はそれほど多くないのだ。

だが、あらためて図 1 をみると、そこには家族の分断が痛々しく標されている。それは、かれらが望んだものだっただろうか。

注

＊ 以下の注では、『戸籍』『戸籍時報』誌の参照記号は、『誌名』（号数（発行年）: ページ数）とした。

1）アンダーソン, 奥田（2003: 321-308）
2）国籍を、権利義務関係ではなく、国家によるヒトの把握という観点から検討した論考は、たとえば館田（2015）。
3）『戸籍』（709（2000）: 79-83）。
4）『戸籍』誌のほか、『戸籍時報』誌も参照した。前者が本文で述べたように法務省民事局が編集の一部を担当するなど事実上、実務に関する同局の見解を代表しているのに対して、後者の編集は法務省民事局からは独立しており、同局の見解も伝えるが、その他の立場からの論考も掲載する。以上は、両誌の編集部に古屋が電話で尋ねてまとめたが、文責は古屋にある。
5）N.D.（1891: 55）。旧字旧仮名遣いをあらため、送りがなと句読点を適宜、補った。
6）戸主以外の家族の財産は、複数の相続人に分割相続されうる。明治民法の成立過程における相続をめぐる議論は、利谷（1986: 113-116）。
7）「嫡出」は現行民法でも使われている法律用語であり、つぎに出てくる「私生子」や「庶子」は明治民法の用語であるが、これらの区別と用語は差別的である。だが、それらをここで「婚内子、婚外子」やその他の言葉で言い換えてもさほど意味はないと考えて、歴史的な法の用語をそのまま使うことにする。ただ、私生子はあまりにひどい言葉なので、非嫡出子と言い換えることがある。
8）旧戸籍法第 170 条 2 項「日本ノ國籍ヲ有セサル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ス」。この規定は明治民法と同時に公布された明治 31 年戸籍法（本稿では「旧戸籍法」）に規定され、1914 年の戸籍法改正で削除された。しかし、その後も、さらには今日までも、戸籍国籍同一性の「法理」は有効だとされている。穂積（1933: 101）；遠藤（2013: 141-145）; 同（2015: 6-7）。
9）明治民法では、男性が戸主である女性と結婚して女性の家に入ること、あるいはこの男性のことを「入夫」という。入夫は入った家の戸主権（家督）を継いで戸主となることができた。
10）たとえば第 22 条。注 12 に記した第 2 条も同じ趣旨。田中康久「日本国籍法沿革史」（『戸籍』471（1983）: 21-22）および法典調査会国籍法改正案議事（明治 31（1898）年 4 月 13 日）速記録における梅謙次郎の発言（法務大臣官房司法法制調査部 1986: 34-35）を参照。
11）明治民法の第 733 条は、第 1 項「子ハ父ノ家ニ入ル」、2 項「父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル」、3 項「父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス」からなる。旧国籍法で出生した子に日本国籍を付与するのは、第 1 条「出生ノ時其父カ日本人ナルトキ」、第 3 条「父カ知レサル場合又ハ国籍ヲ有セサル場合」であって「母カ日本人ナルトキ」（第 3 条）、△「日本ニ於テ生マレタル子」であって「父母カ共ニ知レサルトキ又ハ国籍ヲ有セサルトキ」（第 4 条）である。

この並行関係があるために、明治民法第 734 条と同じ条件を備えた旧国籍法第 2 条を挿入することができた。どちらの条文も、後継ぎの子を儲けるためになされた入夫婚姻や婿養子縁組が、ある特殊な条件の下でも目的を果たせるようにしたものである（外部から入家した、あるいは元外国人の夫が、家の女性に懐胎させたあと、子の出生前に離婚・離縁して家を離れた場合にも、子を家に残せるようにした）。

12）穂積（1933: 203, 468）。なお、ほかに関連する条文は、明治民法 827 条 2 項、735 条、832 条。
13）明治民法 970 条
14）二宮（2006: 317, 324）
15）山田（1932: 159）; 実方（1938: 30）; 田代（1974: 159-160）。
16）条文は注 11。
17）明治民法 820 条「妻カ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス ② 婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日内ニ生レタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス」。
18）国籍法にとって父子関係は、国籍を判断する前に決めておくべき「先決問題」だとされる（江川他 1994）。明治民法と同時に公布された法例第 17 条は、外国籍者がかかわる渉外戸籍事件の場合、嫡出性は「出生ノ当時母ノ夫ノ属シタル国ノ法律」で定める、と規定している。旧国籍法が国籍決定の時点を「出生ノ時」としたのは、以上の法技術的な理由からではないだろうか。なお、その理由について、山田三良はそれが「確実にして明了なる時期」だからだと述べ（1932: 159）、実方正雄は「法律上は此の時を以て父子関係が発生するから」だという（1938: 12）。
19）旧国籍法案の「理由書」は、第 5 条 3 項について「私生子が日本人たる父又は母に依りて認知せらるるとき之を日本人と為すは血統主義を基礎とする精神を貫かんとするものなり」と説明している。また、同法案の第 5 条にまとめられた婚姻・入夫・養子縁組と認知とは、註 22 で紹介した法案作成過程の議論では区別されていた。さらに、認知による国籍取得については、婚姻や養子縁組にはない条件が第 6 条に挙げられていた。
20）二宮（1996a，2006）。
21）1989 年時点の旧国籍法で重国籍の回避を明示的に規定した条文は、第 7 条 5 号、13 条 2 項、15 条 2 項、20 条、23 条。重国籍防止を帰化の条件とする規定（第 7 条 5 号）は、当時の外国の立法例には少ないという（『戸籍』468（1983）: 10）。帰化者男性の妻子に日本国籍を当然に付与する随伴取得の規定は、家族国籍同一主義という意味では身分行為による国籍付与（これは重国籍を容認する）と共通するが、家の維持存続とかかわらないので、重国籍を禁止している（13 条 2 項，15 条 2 項）。また、外国に帰化した日本国籍者（「自己ノ志望ニ依リテ外国ノ国籍ヲ取得シタル者」，20 条）と、「認知ニ因リテ外国ノ国籍ヲ取得シタル」日本国籍者（23 条）は、国籍を失う。
22）法案を作成した法典調査会の 1898 年 12 月 5 日 国籍法審議第三回整理会で、委員から、婚姻・入夫婚姻・養子縁組にあたって原国籍の喪失を国籍付与の条件とする修正案が提出された。これに対して、草案作成者の梅謙次郎は、外国人を家に入れる以上は重国籍になっても日本国籍を与えるのは「已むを得ない」と主張し、原案が維持された。（法務大臣官房司法法制調査部 1986: 50-51）
　このとき認知が修正案の対象にならなかったことにも注意しておきたい。認知は血統にかかわると認識されていて、外部の人を血統親族に取り込む婚姻や養子縁組とは区別されたのであろう。
23）山田（1932: 233-234）
24）このことは当然よく知られていたが、理由書に限らず、旧国籍法の立法過程全体において無関心である。国外で起きる事象だからだろうか。
25）1916 年は第 20 条の 2 の新設、1924 年は同条の改正のかたちをとった。このあとで述べる理由で、1924 年に新設された制度は国籍喪失の制度と呼ぶべきだと思うが、通例にしたがってここでも国籍留保と呼ぶ。
26）アメリカ合衆国で 1924 年に排日条項をふくむ移民法が成立した状況については、外交史を中心に厚い研究がある。今回参照した簑原（2016）も、他の研究同様、日本の国籍法改正には言及していない。おそらく、対象とする外交文献が言及していないのだろう。1924 年の国籍法改正と国籍留保制度に焦点をあてたモノグラフは、見つけることができなかった。なお、遠藤（2010：44-50）も参照。
　日本で 1924 年の国籍法改正が成立したのは 7 月 17 日で、米国で移民法が成立した 5 月 26 日、施行された 7 月 1 日のあとだった。また、上述のように、国籍留保対象国の指定も米国の排日運動からは説明できない。日本側の理由があったはずである。

27）第 7 回国会参議院法務委員会（1950 年 4 月 4 日）における政府委員（法務政務次官）牧野寛索による提案理由説明および第 7 回国会衆議院法務委員会（同年 4 月 5 日）における政府委員（法務府民事局長）村上朝一による法案逐条説明。

28）前注参照。

29）1982 年 6 月に開かれた法務省民事局の経験者と現任者による座談会によると、戦後国籍法の法案準備に携わった内務省第 6 課では、一定の議論があったものの、当時はむしろ他の課題に追われていた。そして、たとえば父系血統主義については、「旧法の原則を維持する案を当初からとった」という。（『戸籍』457（1982）: 38-40）

30）法務省民事局長（当時）批把田泰助による、細川（1985）を収めた解説書『改正国籍法・戸籍法の解説』の「発刊に寄せて」。

31）生地主義国において日本国籍母から生まれた婚外子は 1984 年の改正以前も日本国籍をもって生まれるが、国籍留保を届けなければこれを失う。この子がのちに父（日本国籍でも外国籍でもよい）に認知され、さらに父母が婚姻すると準正子となり、改正法第 3 条の他の要件を満たす。それでもこの子に日本国籍をあたえない、というのがこの除外条件である。なお、これは 2008 年改正国籍法の認知による国籍取得の規定にもそのまま維持されている。

　このあとで検討する細川解説は、この除外条件を、準正子の国籍取得（第 3 条）に対して、出生による国籍取得（第 2 条 1 号）を優先させるという趣旨で説明している（細川 1985: 16）。しかし、国籍留保制度がなければ日本国籍母から生まれた婚外子は取得した国籍を失わないのだから、優先されているのは国籍留保制度である。

32）『戸籍』（481（1984）: 1-32）。同著者同内容の記事が『民事月報』39 巻号外（1984 年）にも掲載され、また加筆と改題のうえ書籍『改正国籍法・戸籍法の解説』の冒頭に収録された（細川 1985）（以下、同書を参照する）。「学者もこれを引用するものが多」く（永田 1986: 96）、まさに公権的解釈をなしている。たとえば、奥田（1998）で引用、紹介されている地裁から最高裁までの判決文を参照。また、外務省のウェブサイトに掲載されている「第一回報告書（1996 年 5 月 30 日提出）審査児童の権利委員会からの質問に対する回答」の項目「20. 出生及び国籍に関し、非嫡出児の権利につき述べられたい。」は、細川解説をなぞっている。

　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605kaito/5b_020.html（2021 年 4 月 1 日確認）

33）細川の唱えた「国籍唯一の原則」に対しては、永田（1986）および芹田（1984）。また、改正法は「血統主義を絶対視せず」、血統以外の要素も考慮して「我が国と真実の結合関係のある者」に日本国籍を付与するという弁明に対しては、二宮（1996: 23-29）および奥田（2003: 185）。

　なお、細川の論じる、家族や社会における「結合関係」という疑似社会学的な用語が、おもにその欠如や薄さを論じて国籍付与の制限や否定を正当化する、否定と排除の概念であることにも注意しておきたい。また細川は、重国籍者は他の国民の得られない利益を享受する、重国籍者が入国管理や重婚防止の規制をかいくぐる、入国管理規制を免れるため等の便宜的な帰化の申請が行われる、といった根拠のない、容易に否定される命題を述べているが、これらは今日の排外主義者の主張と共通する。おなじころ、Martin Barker（1981）は、イギリスに登場した「新しい人種主義」が、移民排除の論理として、疑似生物学的な人種ではなく、やはり疑似社会学的な「生活スタイル」を用いていることに注目した。

34）細川（1985: 8）

35）細川（前掲 : 11, 14）

36）細川（前掲 : 30）

37）第 101 回国会衆議院法務委員会（1984 年 4 月 13 日）における政府委員（法務省民事局長）枇杷田泰助の答弁。

38）第 101 回国会衆議院法務委員会（1984 年 4 月 17 日）における政府委員（法務省民事局長）枇杷田泰助の答弁。

39）細川（前掲 : 24-25）

40）細川（前掲 : 16-17）

41）1982 年の座談会での、当時法務省民事局第二課長の田中康久の発言。（『戸籍』457（1982）: 36-37）

42）田代有嗣は、国籍法第 2 条 1 号「出生の時に父が日本国民であるとき」の「出生の時に」をこのように解釈し、国籍は認知によって出生にさかのぼって取得されるべきではないと論じた（1974: 158）。同様に論じた最高裁判決（注 32）に対して、奥田安弘は、「何の理由もなく「生来的な国籍の取得はできる限り子の出生時に確定的に決定されることが望ましい」というのであれば、これは、単なるドグマにすぎない」（1998: 198-197）と批判したが、国籍戸籍行政官にとっては十分な理由があった。つぎの注を参照。

43）住民登録に関しては「情報の把握が…行政事務を処理する上での技術的基準として認識されている…公権力を主語にした、把握の利便性が強調される」が、「同様のことは身分登録［＝戸籍］についてもいえる」（館田 2015: 659）。だが、戸籍は他の個人情報記録とは異なり、司法と法執行において、個人を同定する基本的な登録だとされている。

44）私が所属する市民団体は「すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）」（事務所は大阪市）。同団体が発足した 1991 年 12 月の少し後から、私はこれに所属しておもにスペイン語で移住者の生活相談と支援を行ってきた。たとえばここで取り上げる国籍と戸籍の手続きであれば、これは当事者自身が行えるし、また行うべき行政手続きであることを前提に、私は、当事者が不慣れな書類の整理を手伝い、また通訳をかねて市町村や地方法務局の窓口に同行する。あくまで当事者自身の申請を援助するのが、私の立場である。

45）「改正入管法」は、出入国管理及び難民認定法第三次改正（平成元年法律第 79 号）1989 年 12 月 15 日公布。「『定住者』告示」は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成 2 年法務省告示第 132 号）1990 年 5 月 24 日公布。いずれも 1990 年 6 月 1 日施行。

改正入管法は、△日本人の配偶者（「現に婚姻中である者」）、△日本人の特別養子、△「日本人の子として出生した者」の三類型に「日本人の配偶者等」という在留資格をあたえた。日系二世にあたる三番目の定義は、国籍法に準じて出生時の法的親子関係を条件にしている。他方、「定住者」告示は、その他の二世と三世全般、それぞれの配偶者と未成年未婚の子に「定住者」資格をあたえたが、そこには国籍法にみられるような条件はない。結果として、入管審査のなかで親子関係に疑義をもち、しかも本国の登録証書ではその疑義を払拭できないとみなした場合、審査官は「血縁関係」の有無の心証にもとづいて在留資格申請の許否を判断していたようである。

46）機会を提示したのは、もちろん、日本の製造業に連なる労働者供給業者であった。みずからも出稼ぎ労働者であった Alvaro del Castillo は、1990 年前半のペルーで、労働者供給業者が盛んに労働者募集を行っていたことを証言している（Del Castillo 1999）。また、南米からの労働移民が 1980 年代後半にすでに始まっており、ブラジルの日系人協会などから入国枠拡大の要求が政治外交ルートをつうじて提出されていた以上、1989 年の法改正の過程で法務省の入管法制担当者が移住労働の拡大を予測していたことは疑いない（古屋 2003: 24-25）。

47）「日系人」入国枠では親子関係は実子のみを認め、養子縁組は認めていないが、ペルーの民法と市民登録制度では実子と養子縁組との区別はほとんどなく、2001 年の民法改正により実子と養子縁組の登録上の区別は廃止された。ただし、日本への入国を目的とした養子縁組は、それが無効であることが知られたためか、ごく初期をのぞいて行われていないようである。

48）日本の戸籍登録において、実生活上の親子関係を背景にした「好意の不実登録」は、江戸時代から慣習的に行われてきたし、いまもなされている（二宮 2006）。こうした登録について、二宮周平は「そのような場合に，自然血縁という生物学的な事実に基づき，法的な親子関係を否定し，事実に基づく親子関係を確認することを認めるものではない。安定した共同生活を営む親子関係に，『真実』を御旗に第三者が介入することは認めるべきでない。養育の事実は，血縁の事実より重いのであり，一定の共同生活が継続した後では，父と子（または母）の合意なくして，血縁を優先させる

べきではない。すでに存在する法的親子関係を否定することには慎重さが求められる。」（同上 : 341）との意見を述べている。「虚偽の嫡出子出生届などにより，自然血縁上の親子と法的な親子が食い違うこと」（同上）は、現代日本以上に貧困が広がり、また子どもに価値を置くペルー、ラテンアメリカでも珍しくない。

49）たとえば、初期の入管審査では、身分関係登録証の記載事項に矛盾があると、それをもって家族関係が確認できなかったとして不許可処分にした多くの例があった。そのため、その後の申請者や代行業者が登録証の矛盾点を正規の手続きをとらずに書き直したり（変造）、誤記のない書類を偽造したりすることがあった。

50）たとえば館田晶子は、国際法上の観点から、個人が国籍をもち戸籍のような「制度に登録される権利とは、『人権享有主体として把握される権利』であり，施策を、当事者に確実に届けるための基礎となるものであるがゆえに，人権たる地位を得ている」（館田 2015: 659）という。また、「国籍そのものは、『個人が特定の国家の構成員である資格』を意味するに過ぎないが，それが現実に果たす機能によって、人権概念の中に取り込まれることになる」という奥田安弘の所論を紹介している（同上）。

51）戦後の法務省官僚は、国籍の効果として、入国規制あるいは退去強制の対象となる／ならないという区別がもたらされることを重視してきた。森田芳夫は、サンフランシスコ条約発効の前年、1951 年に GHQ が、出入国管理令の日本側原案が日本の降伏以前からの「在留朝鮮人、台湾人を外国人とみなすことは不当」であるとこれに修正を指示したのに対して、日本政府が在日朝鮮人を「治安上、国外退去強制をすることが不可能」になることを理由に、GHQ の説得に努めたエピソードを紹介している（法務研修所＝森田 1955: 124-125）。また、元法務省民事局第二課長・海老原良宗は、1988 年の戸籍事務担当者向けの講演で、国籍がもたらす「どうしても奪うことのできない権利は日本の国籍がある人間は日本から追い出すことはできない、逆にいえば、日本に住むことができるということであろうと思います。……追い出すことは出来ないし帰って来た以上は受け入れなければいけない。」と強調している（『戸籍』541（1988）: 13）。実際、入管法制は、その構成そのものにおいて、外国人をめぐるあらゆる国内規制の実効性は最終的には退去強制によって担保されている。さらに外国人政策一般においても、多くの問題の解決が最終的には出入国管理行政に、したがって退去強制に帰着するように組み立てられている。

52）親が日本の当局に出生の届を行った者（国籍留保の届はなされたものとみなされる）は、すでに戸籍に記載されており、それによって日本国籍も確認できるので、新たな手続きは必要なく、今日でも重国籍を維持している。アルベルト・フジモリ元ペルー大統領がこれにあたる（アンダーソン，奥田 2003: 321-308）。

なお、国籍留保の届出期間は、出生届と同じく出生から 14 日以内（旧国籍法施行規則（大正 13 年 11 月 17 日内務省令第 26 号）2 条，旧戸籍法 69 条）だったが、外国では在外公館から遠隔の地に住む人への配慮から、一定の遅れも事情を斟酌して取り扱うものとされた（『戸籍』598（1992）: 34）。戦後国籍法の施行下だが、1958 年の民事局通達は、運用上の届出期間を 2 か月としているという（同上 : 35）。また、「天災又ハ避クヘカラサル事由」によって期間内に届出ができない場合は、届出ができるようになってから届出期間を起算することとされた（旧国籍法施行規則 2 条 2 項）。そのため、「避クヘカラサル事由」を理由として 1990 年代に国籍留保の届出が受理された事例があると当事者から聞いたが、確認できていない。なお、上記の『戸籍』誌の記事は、太平洋戦争中（したがって旧国籍法施行下）の 1944 年にブラジルで出生したが、当地の日本大使館が閉鎖されていたために国籍留保の届出ができず、1952 年に届出がなされた事例を論じている。

53）ブラジルの例は、『戸籍』（676（1998）: 60）。

54）戦後国籍法施行下、1984 年改正法施行前であるが、ボリビアの例は『戸籍時報』（527（2001）: 69-70）

55）日本の法務省民事局は、ブラジル（『戸籍』430（1980）: 76）、アルゼンチン（同上）、パラグアイ（『戸籍』425（1980）: 74-78）、コロンビア（『戸籍』441（1981）: 67-78）、ボリビア（『戸籍』580（1991）:

71-82）などの出生登録証などについて、記載事項の要件に多少の異同はあるが、認知の証書として扱うように指示している。ペルーについては後述。なお、これらの指示は、旧法例にもとづく準拠法の検討を踏まえている（『戸籍』430（1980）: 74 など）。

56）『戸籍』（619（1994）: 70-75），『戸籍時報』（438（1994）: 68-72, 574（2004）: 98）

57）旧国籍法のもとでの重国籍者が今日まで重国籍を失わないのは、フジモリ元大統領の場合と同じである（アンダーソン, 奥田 2003: 317-312）

58）「1954 年 11 月 15 日付民事 5 発第 466 号民事局第 5 課長回答」（『戸籍』71（1955）: 46）。それによれば、旧国籍法施行下でブラジルで未婚の日本国籍父母から生まれた 4 人の兄弟は、婚外子（非嫡出子）で母が日本国籍者なので出生とともに日本国籍を取得した（3 条）が、国籍留保をしなかったので出生に遡って日本国籍を失った。その後にブラジルで作成された出生登録証に「父の表示」がなされているので認知がなされたと認められるが、しかし「父の認知によっては、日本国籍を取得しない」。認知は認めるが、法に定められた国籍の取得は生じない、と判断する理由は示しておらず、ただ参照条文として旧国籍法の 5 条 3 号（認知による国籍取得）と 20 条の 2（国籍留保）を挙げている。

なお、父親は、ブラジルの出生届ののちに、日本の戸籍窓口に認知の届出を提出した。民事局は、これは受理できないと回答した。出生届がブラジル方式で認知の効力をもつので、あとから提出された日本政府への認知届は受理できないという意味であろう。そうだとしても、ブラジル方式の認知は、父親の戸籍に記載できるはずである。しかし民事局はこれを指示していない。記載されなかったかもしれない。

59）ブラジルの事例（『戸籍時報』458（1996）: 64-66）。アルゼンチン（『戸籍時報』490（1998）: 67-69）。ペルー（『戸籍時報』574（2004）: 98）。ペルーについての記事は 1954 年の民事局回答に言及していないが、同趣旨である。

60）これらの論理は、細川の 1984 年改正国籍法の解説における準正による国籍取得の説明（1985: 16）と同型であり、言葉遣いも共通している。1954 年当時は、後法優先の原則から、当然のこととされたのだろうか。

61）遠藤正敬によれば、旧民法下における婚姻、養子縁組、認知などの身分行為は、個人が「家」＝戸籍に入る、出るという観点から考えられていたが、それらはまた、内地戸籍と外地（植民地）戸籍とのあいだの分離の原則を破る可能性を帯びていた。この矛盾がもたらす「『民族』の混淆」への対処は、当時の司法省にとって重要課題だったのである（遠藤 2013: 195-198）。ただし、同時代のアメリカ大陸への移民の場合、異民族の「混淆」が意識されなかった可能性が高い。

62）そうした家族をめぐる多数のスペイン語の記録や、写真、子や孫の証言に触れる機会をもった幸運を、私はかれらに感謝している。

63）『戸籍時報』（527（2001））。A 男は、1949 年にボリビア共和国で日本国籍父母の嫡出子として生まれ、ボリビア当局に出生届が提出された。A 男は、1982 年にボリビア国籍女性とボリビアの方式で婚姻した。A 男は同女とのあいだに、1983 年に子 B を、1985 年に子 C を儲けた。以上の状況で、A 男の父親が日本の本籍地の戸籍窓口に対して、ボリビアの出生登録証とともに、A 男の出生届を提出した。この事案について、『戸籍時報』誌の執筆者はつぎのように論じている。△ A 男は旧国籍法下に生まれ、ボリビアは国籍留保の指定国ではないので、出生届は受理され、A 男は出生により日本国籍を取得していた。△ A 男とボリビア国籍女性との婚姻は、受理される。△ B、C は戦後国籍法下で生まれた日本国籍父の嫡出子なので、国籍留保制度の対象となる。しかし、父である A 男の出生届が未了であったことから、同人の日本国籍の有無が未定であったため、子 B、C の出生届についてもできなかったものと認められ、戸籍法第 104 条第 3 項の「天災その他第 1 項に規定する者［届出する者］の責めに帰することができない事由」にあたるので、父である A 男からの出生届と国籍留保の届を受理できる。ただし、同様の条件で戸籍法第 104 条第 3 項の「事由」にあたらないと判断された例も多く、『戸籍時報』527 号の論説文が法務省民事局の確立した判断だとは言えない。註 52 も参照。

64）図 1 では、日本国籍者 A の卑属を実線の記号とアルファベット B ～ P で表し、その配偶者を点線の記号で表して一部に丸数字を振っている。このような区別と表現は差別的だが、国籍法がそのようになっているため、便宜を優先した。また、家族の記載は説明に必要な範囲におさめて、一部は省略した。年は、説明に差し支えない程度に変更した。

65）『戸籍』誌（619(1994): 75）は、同様の事案について、附則第 5 条第 3 項の「届出期間経過の帰責事由」はなく、同条の規定により日本国籍を取得することはない、としている。私の経験でも、これが認められる場合と、認められない場合があった。「届出期間経過の帰責事由」をめぐる法務省の見解は定まっていないようである。

66）細川（1985: 36）

67）旧国籍法が家制度を基本的前提としたのは、戸籍にもとづく家制度が、明治の近代国家形成過程において人民統治と社会構成の基盤であったからである。明治政府は、人民全体を把握する中央集権的な国家機関として、政権掌握直後から既存の宗門人別改帳をもとにして戸籍制度の創設に着手し、そして行政において先んじて実践していた戸籍制度の「戸」を一般的な権利義務の法体系に移し替えて明治民法の「家」とした。家制度は「国家体制の基礎法」「根元の制度」だったのである（福島 1970：11，28-29）。明治初年から 1898 年までの戸籍制度の設立過程については、福島・利谷 1956: 299-344，利谷 1996b: 146-150，遠藤 2013: 112-130，森 2014: 236-241。

68）遠藤（2010）を参照。

69）吉野（1997: 147）

【 参照文献――『戸籍』『戸籍時報』以外 】

アンダーソン , ケント ; 奥田 安弘

2003　「フジモリ元ペルー大統領に関する国籍法および国際刑事法上の諸問題」『北大法学論集』54（3）: 334-289

江川 英文，山田 遼一，早田 芳郎

1997　『国籍法　第三版』有斐閣

遠藤 正敬

2010　『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍 ――満州・朝鮮・台湾』明石書店

2013　『戸籍と国籍の近現代史 ―― 民族・血統・日本人』明石書店

2015　「『日本人』の資格と血統主義の採用 ――国民統合における家・戸籍・国家の連繋」『アジア太平洋研究センター年報』vol.12: 2-9

奥田 安弘

1998　「認知による国籍取得と戸籍実務」『北大法学論集』48（6）: 261-303

2003　「国籍法における非嫡出子差別の合憲性」『北大法学論集』54（2）: 204-130

実方 正雄

1938　「国籍法」『新法学全集 第二十七巻国際法 III』日本評論社

芹田 健太郎

1984　「国籍単一の原則に対する疑問」『国際法外交雑誌』83（3）: 1-43

館田 晶子

2015　「国家による個人の承認」岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編著『憲法の基底と憲法論 ―― 思想・制度・運用　高見勝利先生古稀記念』信山社 : 649-667

Del Castillo, Alvaro

1999　『 Los Peruanos en Japón 』現代企画室

利谷 信義

1976　「近代法体系の設立」『岩波講座 日本歴史 16 近代 3』岩波書店 : 95-136

1987　「西洋法と日本法の接点 ――『法の継受』を中心として」『法哲学年報』no.1986: 104-

120
永田 誠
1986　「いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか」『日本法學』51（4）: 582-618
二宮 周平
1996 a　「国籍法における婚外子の平等処遇」『立命館法学』250 号 : 20-48
1996 b　「近代戸籍制度の確立と家族の統制」利谷信義他編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部 : 146-164
2006　「認知制度は誰のためにあるのか ――認知推定方法説の試み」『立命館法学』310 号 : 301-351
平賀 健太
1951　『国籍法』（下）帝国判例法規出版社
福島 正夫
1970　「法の継受と社会 = 経済の近代化（三）」『比較法学』6（1）: 1-50
福島 正夫・利谷 信義
1957　「明治以後の戸籍制度の発達」中川善之助・他編『家族問題と家族法 VII　家事裁判』酒井書店 : 299-349
古屋 哲
2003　「多民族社会とナショナリズム ―― 90 年代後半以降の入管政策の動向をめぐって」『人権問題研究』3 号 : 21-40
法務研修所・編（森田芳夫）
1955　『在日制鮮人処遇の推移と現状』(法務研究報告書第 43 集第 3 号。湖北社復刻版、1975 年）
法務大臣官房司法法制調査部（監修）
1986　「法典調査会国籍法並明治六年第百三号布告改正案議事速記録」『日本近代立法資料叢書』第 26 巻，商事法務研究会
細川 清
1985　「改正国籍法の概要」『改正国籍法・戸籍法の解説』金融財政事情研究会 : 1-40
穂積 重遠
1933　『親族法』岩波書店
簑原 俊洋
2016　『アメリカの排日運動と日米関係』朝日新聞出版
森 謙二
2014　「近代の戸籍の展開」『茨城キリスト教大学紀要 . 2, 社会・自然科学』no. 48: 231-243
渡辺 公三
2003　『司法的同一性の誕生』言叢社
山田 三良
1932　『国際私法』有斐閣
吉野 耕作
1997　「日本人らしさの言説と『人種的』思考」『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会
N.D.
1898　『民法修正案理由書 付 法例修正案　国籍法案　不動産登記法案 各理由書』博文館

＊以下、『戸籍』『戸籍時報』については、つぎのように記載している。
〈号数〉（発行年）:〈ページ〉,〈著者〉「タイトル」
著者名が（名字）となっているものは，原文のとおり。

【『戸籍』】
71 号（1955）：46,「日本人女の出生［ママ］した婚外子につきブラジル官憲の発給した出生証明書に父の記載がある場合は、同国の方式により認知されたものと認められる。但し、当該出生子は日本の国籍を取得するものではない」
427 号（1980）：74-78,「日本人女がパラグアイ共和国において出生した嫡出でない子について、日本人男が同国の方式によって認知していることが認められた事例」
430 号（1980）：74-77,（N. S.）「落葉　渉外認知 ――形式的要件と先例に現われた報告的認知届」
441 号（1981）：67-78,「日本人男とベネズエラ人女の婚娘前に、同女からコロンビア国で出生した子につき、同国公証人発給の出生登録証明書に父が出生の届出をした旨の記載がある場合は、コロンビア国の方式による認知が成立したものと解して差し支えない」
457 号（1982）：29-40,「座談会 現行戸籍法のあゆみ 第 1 回 III」
468 号（1983）：1-15, 田中 康久「日本国籍法沿革史（8）」
478 号（1984）：1-15, 田中 康久「日本国籍法沿革史（完）」
481 号（1984）：1-32, 細川 清「国籍法の一部を改正する法律の概要」
541 号（1988）：1-19, 海老原良宗「国籍と戸籍」
580 号（1991）：71-82,（樋口）「日本人男とボリヴィア人女間の婚姻前の出生子（ボリヴィア共和国で出生）について父母婚姻後に日本人男から届出された嫡出子出生届を認知届と取り扱って差し支えないとされた事例」
598 号（1992）：34-39,（勝又）「戸籍小箱　国籍留保と届出期間経過後の免責事由の記載について」
619 号（1994）：70-75, 柿村 清「落葉 ペルー国で出生したペルー人女の嫡出でない子について日本人男が父と記載されている出生登録証書に基づく認知の記載の可否について」
660 号（1997）：48-53, 石原 秀「戸籍小箱 国籍留保制度の変遷と戸籍事務の取扱いについて」『戸籍
676 号（1998）：59-62, 民事局第二課 鈴木和男「落葉　ブラジル国在住の日本人から本籍地に直接送付された大正生まれの子の出生届書及び報告的認知届書の処理について」
709 号（2000）：79-83,（伊東）「落葉　地方分権と戸籍事務について――20 世紀の終わりに、もう一度振り返って考える」

【『戸籍時報』】
372 号（1989）：2-12, 小野 昭男「論説　国籍留保制度と不留保者の国籍再取得について」
458 号（1996）：64-67, 法務省民事局第五課職員（松田）「日本人女の非嫡出子として旧国籍法施行当時、ブラジルにおいて出生し、留保期間の経過により日本国籍を喪失した子につき、日本人男が認知した場合における日本国籍の取得について」
438 号（1991）：68-72, 法務省民事局第五課職員（石川）「日本人男に認知された、ペルー人女の嫡出でない子及びその子の国籍」
490 号（1998）：67-69, 法務省民事局第五課職員（石井）「旧国籍法施行当時にアルゼンティンで出生した日本人女の嫡出でない子が、日本人父から認知を受け、さらに日本人男と婚姻した後に離婚した場合の日本国籍の有無について」
527 号（2001）：68-71, 東京法務局民事行政部戸籍課 鎌田 敏之「実務相談　昭和五九年の国籍法改正前に、生地主義国で出生した日本人男とボリヴィア人女夫婦の嫡出子出生届等の処理について」
574 号（2004）：96-99, 法務省民事局民事第 1 課職員（西田）「国籍相談　旧国籍法施行当時、日本人男が認知した場合における日本国籍の取得について」